平成２４年（フ）第１４５７１号
東京都品川区西五反田３丁目８－１
破産者　木下　篤郎
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４１号
茨城県筑西市中舘1120番地10
破産者　BMエンタープライズ有限会社
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２号
静岡県御前崎市塩原新田215番地の９
破産者　有限会社和希工業
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第２１９６号
名古屋市中川区中郷３丁目65番地
破産者　Ａｐｏｌｌｉｎａｉｒｅ合同会社
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２１３号
愛知県瀬戸市若宮町３丁目154番地の１
破産者　有限会社アジロ通信
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５号
京都府京丹後市峰山町富貴屋22番地
破産者　株式会社堀久
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第４７１号
神戸市東灘区魚崎南町３丁目９番21号
破産者　エーエス物流サービス株式会社
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９９号
岡山県倉敷市二日市376番地の５
破産者　ワンオアエイティ有限会社
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
長崎県大村市東本町407番地１
破産者　有限会社ロイヤル
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
熊本県天草市新和町小宮地793番地３
破産者　西本美年子（旧姓堤）
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第１１号
熊本県天草市新和町小宮地793番地３
破産者　藤本　みか（旧姓西本）
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第２２４号
大分県大分市大字羽田1060番地の12
破産者　有限会社エース総合印刷
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６２号
大分県別府市大字南立石2169番地
破産者　有限会社天寿荘
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３号
北海道旭川市永山２条14丁目２番20号
破産者　有限会社ギガ・フロンティア
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３５号
釧路市入舟３丁目２番17号
破産者　釧根漁業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第５２５号
静岡県浜松市南区新貝町834番地の35
破産者　有限会社ハマセイ
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
鳥取県米子市道笑町４丁目97番地１
破産者　株式会社高野商会
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１８２号
香川県高松市牟礼町牟礼1368番地62
破産者　株式会社稲崎商事
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３０７号
福岡県久留米市東合川６丁目１番６号
破産者　有限会社日研精工
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４号
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津31せとうち物産館
破産者　株式会社プリアンブル
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第５号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字大湊２番地
破産者　株式会社奄美総合研究所
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第６号
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津31せとうち物産館
破産者　有限会社日本エクセレント・アクシス
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部